

※途中ページが抜けている箇所は、製本版にて仕切りとなっている箇所を省いて掲載しております。

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (8月6日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第33号の上程、説明、質疑、委員会付託	5
議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託	6
議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託	11
議案第36号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	12
意見案第2号及び決議案第1号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	13
決議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	16
諸般の報告	17
日程の追加	18
議案第33号～議案第35号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	18
日程の追加	23
議案第36号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	23
閉会の宣告	24
署名議員	24

令和6年第5回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 令和6年8月6日
会期 1日間
閉会 令和6年8月6日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
8月6日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第33号～第35号質疑・経済建設常任委員会付託 議案第36号質疑、予算審査特別委員会付託 意見案第2号提案説明、付託省略（即決） 決議案第1号及び第2号提案説明、付託省略（即決）
		委員会	午前10時40分	議案第33号～第35号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午前11時10分	議案第36号予算審査特別委員会（説明～採決）
		本会議	午前11時40分	議案第33号～第35号経済建設常任委員会委員長報告、 質疑、討論、表決 議案第36号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討 論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

令和6年第5回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和6年8月6日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和6年8月6日 午前10時00分)

閉 会 (令和6年8月6日 午後1時02分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善
副 村 長	宮 城 豊
総 務 課 長	真喜志 亮
財 務 課 長	前 田 佳 政
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦
企 画 観 光 課 長 兼 プロジェクト推進室長	佐久川 紀 亮
企 画 観 光 課 参 事	福 地 亮
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	知 念 和 史	主 任	宮 城 宏 幸
---------	---------	-----	---------

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案第33号	川茶橋架替工事の請負契約について	提案説明 質疑～付託
5	議案第34号	結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約について	提案説明 質疑～付託
6	議案第35号	塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約について	提案説明 質疑～付託
7	議案第36号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	提案説明 質疑～付託
8	意見案第2号	米兵による少女拉致暴行事件及び成人女性への不同意性交致傷事件に対する意見書	提案説明 付託省略
9	決議案第1号	米兵による少女拉致暴行事件及び成人女性への不同意性交致傷事件に対する抗議決議	提案説明 付託省略
10	決議案第2号	県産品及び村産品の優先使用に関する決議	提案説明 付託省略

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第33号	川茶橋架替工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
2	議案第34号	結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
3	議案第35号	塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
4	議案第36号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和6年第5回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 吉浜 覚議員及び9番 平良嗣男議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元にお配りしました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎議案第33号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第4 議案第33号 川茶橋架替工事の請負契約についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長（友寄景善） おはようございます。臨時議会を招集しましたところ、全議員参加の下開催されますことに感謝申し上げます。

それでは提案させていただきます。

議案第33号 川茶橋架替工事の請負契約について

川茶橋架替工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 川茶橋架替工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約

- 3 契約金額 金6,160万円
4 契約の相手 大宜味村字喜如嘉580番地
 有限会社 新栄建設
 代表取締役 山口 善則

令和6年8月6日提出
大宜味村長 友寄景善

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

川茶橋は、竣工から約43年が経過しており、床版部分の剥離及びひび割れが目立つ状況であり、また、床版の鉄筋被りが足りていない状況が確認されており、速やかな架替工事を行う必要があります。

工事概要は、橋梁架替工事橋長18.3mとなっております。

なお、平面図等を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしくお願ひします。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第33号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第5 議案第34号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 議案第34号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約について

結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 結の浜海浜公園整備工事（1工区）
2 契約の方法 指名競争入札による契約
3 契約金額 金7億620万円
4 契約の相手 大宜味村字喜如嘉580番地
 有限会社 新栄建設
 代表取締役 山口 善則

令和6年8月6日提出
大宜味村長 友寄景善

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

結の浜近傍には、子供から大人まで利用可能なビーチが所在しているが、当地はシャワーやトイレなどの設備がなく、利用しづらい状況であります。

そこで、シャワー・トイレや炎天下の日除けとなる東屋、駐車場を備えた海浜公園として整備し、ビーチスポーツを始めとするマリナクティビティが可能となる施設を併用することにより、当地を目的地として滞在する観光客への訴求力を高め、魅力ある観光地の形成を行うことを目的としております。

工事概要は、人工リーフ整備工事一式、養浜整備工事一式、突堤整備工事一式となっております。

なお、平面図等を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） お待たせしました。本議案は、結の浜近傍には子供から大人まで利用可能なビーチが所在している。しかし、当地はシャワーやトイレといった基本的な設備がなく、また、ビーチと一体化となった海洋レクリエーション機能が未整備であるため、地域の観光にとっては利用しづらい状況にある。そこで、シャワー・トイレや炎天下の日除けとなる東屋、駐車場を備えた海浜公園として整備し、さらに、ビーチスポーツを始めとするマリナクティビティが可能となる施設を併用することにより、当地を目的地として滞在する観光客への訴求力を高め、魅力ある観光地の形成を行うとともに、沖縄における観光客偏在の解消を通じて、北部全体の発展に寄与する。

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第2号）の規定により、議会の議決が必要なための提案理由となっているが、次のとおり質疑をします。

（1）隣接の塩屋漁港の拡張工事を考慮しない設計

人工ビーチ建設予定地に隣接した塩屋漁港の拡張工事計画がある地域水産物供給基盤整備事業は5トン未満の漁船を対象とする漁港に19トンの漁船の航行に支障が無いように航路深水3mから50cm浚渫して深水3.5mとするため、周辺海岸の更なる浸食で集落や周辺地域で災害が予想されています。また、潮の流れで人工ビーチの砂が港湾の航路に流出することが予想されます。

人工ビーチの現設計では塩屋漁港の拡張工事を考慮された設計がされていないので、大幅な見直しが必要とみなすが説明を求めます。

（2）大宜味村海浜及び沿岸の浸食及び護岸決壊等の深刻な状況

5月27日、知事視察公務で結の浜埋立地の北側護岸の崩落現場も視察され、友寄村長は護岸の危険性を玉城デニー県知事に訴え、結の浜北側の護岸の整備の要望し、協力をもとめています。（参照：①広報大宜味2024年7月号）

結の浜の至る所で護岸の被覆石が波の影響では剥がされていたり、被覆石の内部が洗堀されている箇所もあります。波の浸食によって破壊された護岸を保護するために設置された消波ブロックですら、波によって破壊されている箇所も多数あります。人工ビーチ建設予定箇所でも被覆石が剥がれている状況なので、将来的に護岸が維持できない恐れもあります。

大宜味村海浜及び沿岸では波の浸食によって護岸の底部が浸食されています。また、違うところでは河川の河口部が沿岸漂砂によって堆積した砂で河口閉塞が何か所もあります。（参照：②大宜味村議会だより2019年9月1日県知事への意見書関連記載）

このような現象は明かに波による影響と海砂浚渫にあると考えられますが説明を求めます。（参照：③令和6年7月30日付け沖縄県北部土木事務所長あて「津波海岸保全区域及び周辺の海岸浸食等の原因究明と対策についての要請書」）

（3）沖縄総合事務局の大宜味村沿岸での調査との整合性

沖縄総合事務局が令和4年4月から大宜味村の海岸で実施している「サンゴ礁海岸の保全・形成促進に関する調査検討業務」にも、浸食の影響により既設構造物への問題が生じていると報告があり、沖縄総合事務局も大宜味村の沿岸の浸食を問題視しています。この調査は令和5年3月に終了予定でしたが、今も継続して調査しています。村として村内の海岸等の浸食についてどのような認識をしているのか、説明を求めます。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

まず初めに、塩屋漁港の拡張工事に関して、考慮していない設計となっているのではないかという質疑だと思いますが、漁港の拡張計画の影響については、村としては自然現象のため、完全な影響はないとは断定できませんが、コンサルタントのほうからも意見がありまして、堆積を促す構造物になっているため、海浜公園を維持できなくなるようなことは起こらないというふうに想定していると聞いております。

また、2番目の護岸が破壊されている現状についてでございますが、県知事が見られたところというのは4工区北側のほうだと思います。そちらのほうは確かに護岸は崩落していたりする箇所もありますが、先ほどお話がありました被覆石の話については、基本的に被覆石というのは500キロから1トンぐらいのものになりますけれども、吉浜議員からあった話のものというのはもう少し小さい、被覆石の間を埋める石材かと思えます。被覆石のほうは、今回の南側のビーチ整備のところでは動いているということは確認しておりません。そのため、今回の設計においてもその辺も、人工リーフとか突堤についても波の影響で後退しないような設計を考慮して行っております。

3番目については、沖縄総合事務局の調査の話だと思いますが、これについても、私どものほうでも沖縄総合事務局のほうに内容を確認しております。沖縄総合事務局の調査というのは、浸食により既存の構造物へ問題が生じているから行っているというものではなくて、台風時以外でも冬に北風が強い、波が来るというところで、大宜味村の海岸のほうを選定して調査しておりまして、大宜味村の今回の海浜整備計画との関連はないというふうに聞いております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番の塩屋漁港拡張工事を考慮していない設計ということは、単独で人工ビーチのものだけやっていて、波の流れとかは変わります。そして今回議案第35号で出てくる海岸護岸機能保全工事を一刻も早く進めてほしいと思うのですが、中には基礎・基盤が浸食して、陥没しかかってひび割れているのではないかというふうな話もありますので、その件は早めにやっていただきたいと思いますが、私が資料③として7月30日に、「津波海岸保全区域及び周辺の海岸浸食等の原因究明と対策について」ということで北部土木事務所所長に要請してきました。そうしたら、その中に写真があるの

ですが、大宜味村海岸護岸浸食及び河口閉塞の調査ということでやったら、国道沿いの護岸も浸食して、ビジターセンターの津波海岸保全区域の看板まで倒れています。これは、この間の漁港浚渫後の影響だと見ています。その辺のことが、みんなが心配しているところだと思うのですが、その砂浜だけを調査して云々しているのですが、砂は盛ったら流れます。そして3番の総合事務局が調査しているところですが、あそこも養浜事業で砂をかなり積んでいたんです。今、そのの昇降口の基礎のほうがあぐられて、元の板干瀬（イチャビシ）も露出しているような状況。だから沖合での砂利採取の件もあるのですが、漁港の砂利採取も、浅瀬を掘ったら周辺から砂が流れてくるのは当然です。そういうことで、もう一度、1番については影響はないというふうには私は思っていないので、ちゃんとした説明だとは思っていません。

それから、2番目の玉城デニー知事が見えたときは北側の海岸だと。それで、学校の向かい側のほうも1トンぐらいの大きな石も転がっています。そして消波ブロックも、割れたところもあちこちにありまます。それで、知事には北側だけ見せたということを行っているのですが、安根川の河口のほうも崩れています。このことは土木事務所に出した浸食河口調査の中で写真に載っています。これが県内のあちこちに、国道の護岸も浸食して、国道の駐車場のところも陥没して、さらに手前でやっております。このことは大宜味村だけではなくて、沖合で砂利を採取しているところも問題があるのではないかと。私も聞いて、その後国頭村の謝敷でも陥没を起こしています。だから、大宜味村の漁港だけではなくて、沖合の砂利採取船についても、そのことは写真を撮って送っています。このことが問題があると見ていられるけれども、問題ないというふうな言い方をしておりますが、もう一度、説明を求めます。

そして最後に、3番目の総合事務局がやっている調査と言うけれども、これは直接、このことについて調査しているわけではないかも分かりませんが、最後、護岸の保全、形成する調査検討業務ということでやっているんですけども、大宜味村はほとんど砂が上がってこない状況にあるんです。だから、波打ち際はどんどん引張られて、台風とかで漂砂で上がってきたところも、今波打ち際は浸食されて持っていかれているところがあります。こういう状況で一概に関係ないんだということで、この調査が示しているのがやはり大宜味村の海岸の状態ではないかと思っておりますので、いま一度、説明をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

1番の件に関しましては、先ほども申し上げましたように、全く影響がない、100%影響はないかというところ、そこは断定はできませんけれども、その堆積するような砂がなるべく流出しないようなものとしての設計で、今回人工リーフとか突堤等も整備しておりますので、基本的に海浜公園として維持できなくなるということは考えておりません。

2番目についてですが、私が先ほどお話ししたことについては、結の浜の話をしたことでありまして、津波海岸とか村内全域についてお話ししているものではないので、そちらについては御理解していただきたいと思っております。

結の浜については、先ほどもお話ししましたように、北側についてはやはり北風がもろに当たるというところで、波の影響もかなり大きいところでもありますけれども、今回整備する結の浜海浜公園の箇所については南側ということで、全く影響がないということではないんですけれども、それに耐え得るような構造物の設計等も行っております。

3番目についても、総合事務局の話も、あくまで総合事務局のものは砂が流出していかない、溜まるようなものの新しいやり方の実証実験的な形でやっております、海流とか海側のものについて全くシミュレーションしているようなものでもなく、今回の海浜公園の事業との関連性は総合事務局としてもないというふうに伺っております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員に申し上げたいと思います。これは議案第34号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約についての議題であります。今までの話を聞くと関連の質疑が多いみたいです。この契約についてはどうかということでもありますので、関連も含めながら、その辺、徹底していけたらと思いますので、よろしく願います。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、議長から指摘がありましたが、この契約の目的ですね。当地を目的地として滞在する観光客への求心力を高め、魅力ある観光地の形成を行うとともに、沖縄における観光客偏在の解消を通じて、北部全体の発展に寄与するということを言っているものですから、私はそれに矛盾するのではないかとこのふうなことで質疑をしております。

1番目の関係について、当初大宜味の養浜事業、今総合事務局が調査しているところ、あそこも養浜事業をして砂が流れる想定でやってはいないと思います。それで人工ビーチを造っているのですが、あれだけほとんど持っていかれているわけです。だから事業をするときにほとんど影響はないだろうということで進められているのですが、隣では浚渫するわけだから、宮城島周辺がかなり砂を取られて、さらに50センチ掘るということを言っているものですから、影響を及ぼすのではないかと私は思っています。まず、その辺をきっちり総合的にコンサルにどうなっているか、影響調査をすることを求めます。

そして2番目に護岸の関係を言ってたけど、北側のほうの知事に見てもらったところは北風が強いからあれだけなってる言うんだけど、この北側から学校の向かい側もみんな補強しているんです、1トクラスの石が転がって。それから人工ビーチを造ろうとする側のほうも頻度は少ないけど、あそこもそういうふうな状況にあります。このことについては、今学者あたりがおかしいんじゃないかと検討している人たちがいるので、慎重にすべきだと思っております。それで今回、この流れていた砂を補強するというふうな計画まで若干は示されているようですが、それが年間どれぐらい流出して、どのようにやっていくのか、一応説明してもらいたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

実施設計の段階でのものとなりますが、今回護岸及び人工リーフを設置した場合、ビーチを造った後、そもその面積といたしまして、この人工ビーチが完成した後というのは、2万5,000立方メートルぐらいの砂があるとして、その中で1年当たり約200立方メートルは流出する可能性はありますけれども、こういう突堤とかそういうものを整備しない場合は、かなり大きな量の流出が予想されております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書の規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭に願います。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほど年間100から200立方メートルが流出するとみなすということによっておりますけど、大宜味の養浜事業も、私たちも何も流出しないという形でそのまま残っていくというふうな認識を持っておりましたけども、そういう結果になっております。今の答弁では納得できません。本会議での質疑で明確に答えていない件については、委員会で納得の得られる説明をしてください。これで私の質疑は終わります。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第6 議案第35号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第35号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約について 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金9,350万円
- 4 契約の相手 大宜味村字白浜442-657
有限会社 山城建設
代表取締役 山城 小代美

令和6年8月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

（大嶺 実産業振興課長兼農業委員会事務局長 登壇）

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） 議案第35号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約について、補足説明をさせていただきます。

本工事の塩屋漁港海岸は、平成28年に長寿命化計画を策定し、海岸保全施設の点検等を行ってきたところです。その結果、護岸の波返工や水叩きにひび割れと判断され、将来にコンクリート内部の鉄筋が腐食・膨張し、更なるひび割れの進行が予測されるため、老朽化対策を行う工事であります。

工事概要は、主に堤体増圧工一式、底板拡幅工一式、水叩き打替工一式、仮設道路一式、大型土のう等一式であります。護岸改良L=109mとなっております。

なお、仮設道路は、完了最終年度に撤去いたします。平面図及び詳細図を添付しておりますので、御参照ください。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。
これから議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第35号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第7 議案第36号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長（友寄景善） 議案第36号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）
令和6年度大宜味村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,012万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億846万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和6年8月6日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を副村長から説明させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 副村長。
(宮城 豊副村長 登壇)

○ 副村長（宮城 豊） 議案第36号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

今回の予算の補正は、1,012万8,000円の増額補正となっております。

はじめに、予算書3ページをお開きください。歳入の主な概要を説明いたします。第2表の債務負担行為の補正についてですが、「移住定住促進住宅賃借料」の令和7年度～16年度の10年間の債務負担行為の追加となっております。

次に、歳入の主な概要を説明いたします。予算書6ページをお開きください。

14款2項1目民生費国庫補助金12万8,000円の増額は、「児童手当制度改正準備事業」の事業費の増額によるものです。

18款1項10目環境保全基金繰入金1,000万円の増額ですが、「観光地安全対策事業」の公有財産購入費による環境保全基金の取り崩し金となっております。

以上が歳入の主な概要です。

続きまして、歳出の主な概要を説明いたします。予算書7ページをお開きください。

3款2項2目児童措置費12万8,000円の増額ですが、「児童手当制度改正準備事業」の事業費の増額によるものです。

続きまして、7款1項2目観光費1,074万4,000円の増額ですが、「観光地安全対策事業」によるものです。

続きまして、予算書の8ページをお開きください。8款2項3目道路新設改良費ですが、増減はなく、予算内の組替えとなっております。

以上が歳出の主な概要です。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で各課長より説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第36号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第36号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎意見案第2号及び決議案第1号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第8 全員発議により提出されました意見案第2号 米兵による少女拉致暴行事件及び成人女性への不同意性交致傷事件に対する意見書及び日程第9 決議案第1号 米兵による少女拉致暴行事件及び成人女性への不同意性交致傷事件に対する抗議決議を一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第2号 米兵による少女拉致暴行事件及び成人女性への不同意性交致傷事件に対する意見書及び決議案第1号 米兵による少女拉致暴行事件及び成人女性への不同意性交致傷事件に対する抗議決議を一括議題とすることに決定しました。

提案者からの提案理由の説明を求めます。4番 大山美佐子議員。

（4番 大山美佐子議員 登壇）

○ 4番（大山美佐子） ただいま議題となりました意見案第2号 米兵による少女拉致暴行事件及び成人女性への不同意性交致傷事件に対する意見書と決議案第1号 米兵による少女拉致暴行事件及び成人女性への不同意性交致傷事件に対する抗議決議について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

意見案第2号 米兵による少女拉致暴行事件及び成人女性への不同意性交致傷事件に対する意見書
上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年8月6日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

提出者 大山美佐子 宮城 貢 前田 孝 大城邦彦 宮城美和子 宮城良治 新崎悟一 吉浜 寛
賛成者 平良嗣男

提案理由

本村議会は、在沖縄米軍人による昨今の相次ぐ事件に関し、村民の人権や生命を守る立場から、事件・事故の実効性ある再発防止を強く求め、少女や女性の人権と尊厳を踏みにじる卑劣な蛮行に満身の怒りを込めて各関係機関に対して厳重に抗議をするため、本案を提案する。

米兵による少女拉致暴行事件及び成人女性への不同意性交致傷事件に対する意見書

昨年の12月24日に本島中部で16歳未満の少女を誘拐し、自宅に連れ込み同意なく性的暴行を加え、那覇地検がわいせつ目的誘拐と不同意性交の罪で嘉手納基地所属の米空軍兵長を3月27日付で起訴したことが報じられた。また、今年5月下旬に米海兵隊員が成人女性に性的暴行をしようと怪我をさせて、那覇地検が起訴したことが6月28日にわかった。このような重大事件について、捜査当局及び外務省からの情報提供がなかったことで、県民から疑念を持たれている。

少女や成人女性の人権と尊厳を踏みにじる卑劣な蛮行に満身の怒りを込めて抗議するとともに、事件・事故の実効性ある再発防止と、事件発生後の各関係機関等への迅速な情報伝達や村民・県民への公表が無かったことに対しても誠に遺憾である。よって本村議会は村民の人権や生命を守る立場から米軍及び関係当局に厳重に抗議をするとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く求める。

記

1. 被害者の保護と完全な補償に万全をつくすこと
2. 事件発覚以降の事実と政府の対応の経過を明らかにすること
3. 実効性のある再発防止策を講じること
4. 日米地位協定を抜本的な見直しを図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年8月6日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄県警察本部長。

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同様でありますので、宛先だけを申し上げます。

あて先、駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事官、在日米軍沖縄地域調整官。

以上でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから意見案第2号 米兵による少女拉致暴行事件及び成人女性への不同意性交致傷事件に対する意見書について質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって意見案第2号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第2号 米兵による少女拉致暴行事件及び成人女性への不同意性交致傷事件に対する意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって意見案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、決議案第1号 米兵による少女拉致暴行事件及び成人女性への不同意性交致傷事件に対する抗議決議について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって決議案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第1号 米兵による少女拉致暴行事件及び成人女性への不同意性交致傷事件に対する抗議決議を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎決議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(大城佐一) 日程第10 全員発議により提出されました決議案第2号 県産品及び村産品の優先使用に関する決議を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。2番 宮城良治議員。

(2番 宮城良治議員 登壇)

- 2番(宮城良治) ただいま議案となりました決議案第2号 県産品及び村産品の優先使用に関する決議について、提出者を代表しまして提案理由の御説明を申し上げます。

決議案第2号 県産品及び村産品の優先使用に関する決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年8月6日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

提出者 宮城良治 宮城 貢 前田 孝 大山美佐子 大城邦彦 宮城美和子 新崎悟一 吉浜 寛

賛成者 平良嗣男

提案理由

県産品及び村産品奨励運動を推進するため、本案を提出する。

県産品及び村産品の優先使用に関する決議

県産品奨励運動は、県産品の需要拡大を図ることで、県内企業の育成強化と雇用拡大を促進し、もって県経済の活性化を推進することを目的として、業界、行政及び消費者団体などが一体で進めている活動である。

沖縄県が自立型経済の構築に向けて策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」は折り返し地点を過ぎ、本県の産業振興を一層加速させるためにも「県産品の販路拡大」、「地域ブランドの形成」といった地場産業振興に向けた事業を強く押し進めることになっております。

また、同計画の補完・強化政策である「アジア経済戦略構想」では、「沖縄からアジアへとつながる新たなものづくり産業の推進」を重点戦略と位置付け、地場産業の振興を図りつつ、アジアとの経済交流を進め、ものづくり産業の高度化を目指しています。

地場産業振興の一番の近道が「県産品の愛用」です。県産品愛用は地域経済の活性化と地域の雇用拡大に大きく寄与しており、計画の実現に向けて今まで以上に全県民一体となって取り組む必要があります。

よって、大宜味村議会は、地産地消を推進し、村内で使用する物品等については、地元産品及び県産

品の優先活用を図るとともに、公共工事においても県内企業の育成と優先活用を図り、あわせて、村民一人ひとりに地元産品及び県産品の優先使用についての、意識の高揚を図ることをここに決議する。

令和6年8月6日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

以上であります。よろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願ひします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって決議案第2号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第2号 県産品及び村産品の優先使用に関する決議を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時57分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時03分）

◎諸般の報告

○ 議長（大城佐一） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に5番 宮城美和子議員、副委員長に6番 前田 孝議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○ 議長（大城佐一） 委員会審査のため休憩します。

（午前 11 時 04 分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 12 時 35 分）

◎日程の追加

○ 議長（大城佐一） ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第33号 川茶橋架替工事の請負契約について、議案第34号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約について及び議案第35号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第33号 川茶橋架替工事の請負契約について、議案第34号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約について及び議案第35号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第33号 川茶橋架替工事の請負契約について、議案第34号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約について及び議案第35号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第33号～議案第35号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 追加日程第1 議案第33号 川茶橋架替工事の請負契約について、追加日程第2 議案第34号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約について及び追加日程第3 議案第35号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約についてを一括議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 8 5 号

令和6年8月6日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 良 治

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により

報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第33号	川茶橋架替工事の請負契約について	可決 全会一致
議案第34号	結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約について	可決 全会一致
議案第35号	塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約について	可決 全会一致

（宮城良治経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城良治） ただいま議題となりました議案第33号～議案第35号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長の出席を求め、本日午前10時40分から審査予定を40分繰り下げて午前11時15分から審査をいたしました。

はじめに、議案第33号 川茶橋架替工事の請負契約について説明いたします。

本件の目的は、架設から43年経過しており、ひび割れ等が目立つ状況である。本路線は重要アクセス道路であることから架替工事を実施するものであります。

契約の目的、川茶橋架替工事、契約の方法、指名競争入札による契約、契約金額、金6,160万円、契約の相手、大宜味村字喜如嘉580番地、株式会社新栄建設、代表取締役 山口善則、工事場所、大宜味村字田嘉里地内。

工事概要は、橋梁架替工事。

履行期限は、令和7年3月28日までとなっております。

次に、議案第34号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約について説明します。

本件の目的は、結の浜近傍には、基本的な設備がなく、地域や観光客にとって利用しづらい状況である。未整備であるシャワー・トイレや東屋、駐車場を備えた海浜公園整備を実施するものであります。

契約の目的、結の浜海浜公園整備工事（1工区）、契約の方法、指名競争入札による契約、契約金額、7億620万円、契約の相手、大宜味村字喜如嘉580番地、株式会社新栄建設、代表取締役 山口善則、工事場所、大宜味村字塩屋地先。

工事概要は、人工リーフ整備、養浜整備、突堤整備工事一式。

履行期限は、令和7年3月21日までとなっております。

次に、議案第35号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約について説明します。

本件の目的は、塩屋漁港海岸は、護岸等のひび割れなどから老朽化対策を行うものであります。

契約の目的、塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）、契約の方法、指名競争入札による契約、契約金額、金9,350万円、契約の相手、大宜味村字白浜442-657、有限会社山城建設、代表取締役 山城小代美、工事場所、大宜味村字塩屋地先。

工事概要は、護岸改良。

履行期限は、令和7年3月14日までとなっております。

議案第33号から議案第35号の3件について、いずれも質疑、討論はなく、議案第33号から議案第35号は全会一致で、可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第33号 川茶橋架替工事の請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第33号 川茶橋架替工事の請負契約について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 川茶橋架替工事の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第33号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第34号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 本会議で質疑を明確に答えていない件については、委員会で納得の得られる説明をしてくださいと委任しましたが、次のことについて質疑をしていきたいと思えます。

1 隣接の塩屋漁港の拡張工事を考慮しない設計、2 大宜味村海浜及び海岸の浸食及び護岸決壊等の深刻な状況、3 沖縄総合事務局の大宜味村沿岸での調査との整合性。当地を目的地として滞在する観光地への訴求力を高め、魅力ある観光地の形成を行うとともに、沖縄における観光客偏在の解消を通じて、北部全体の発展に寄与すると説明しているが、当地の事業計画は制度設計に問題があります。過度な財政負担や災害を有する危険性があり、地域住民を不安に陥れるが、予想される事業は本村及び北部全体の発展の妨げとなるので、どのような対策があったのか説明を求めます。

○ 議長（大城佐一） 経済建設常任委員会委員長。

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城良治） 質疑にお答えします。

委員会の休憩中に確認したのですが、本会議で説明したとおりであります。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

これから議案第34号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者あり）

まず、本件に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

(8番 吉浜 覚議員 登壇)

○ 8番(吉浜 覚) 議案第34号 結の浜海浜公園整備工事(1工区)の請負契約について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、結の浜近傍には、子供から大人まで利用可能なビーチが所在している。しかし、当地はシャワーやトイレといった基本的な設備がなく、また、ビーチと一体化となった海洋レクリエーション機能が未整備であるため、地域や観光客にとっては利用しづらい状況にある。そこで、シャワー・トイレや炎天下の日よけとなる東屋、駐車場を備えた海浜公園として整備し、さらに、ビーチスポーツを始めとするマリンアクティビティが可能となる施設を併用することにより、当地を目的地として滞在する観光客への訴求力を高め、魅力ある観光地の形成を行うとともに、沖縄における観光客偏在の解消を通じて、北部全体の発展に寄与するとしています。

(1) 隣接の塩屋漁港の拡張工事を考慮しない設計

人工ビーチ建設予定地に隣接した塩屋漁港の拡張工事がある地域水産物供給基盤整備事業は5トン未満の漁船を対象とする漁港に19トンの漁港の航行に支障が無いように航路深水3mから50cm浚渫して深水3.5mとするため、周辺海岸の更なる浸食で集落や周辺地域で災害が予想されています。また、潮の流れで人工ビーチの砂が漁港の航路に流出することが予想されます。

人工ビーチの現設計では塩屋漁港の拡張工事を考慮された設計がされていないので、大幅な見直しが必要です。

(2) 大宜味村海浜及び沿岸の浸食及び護岸決壊等の深刻な状況

5月27日、知事視察公務で結の浜埋立地の北側護岸の崩落現場も視察され、友寄村長は護岸の危険性を玉城デニー県知事に訴え、結の浜北側護岸の整備の要望し、協力を求めています。

結の浜の至る所で護岸の被覆が波の影響で剥がされたり、被覆石の内部が洗堀されている箇所もあります。波の浸食によって破壊された護岸を保護するために設置された消波ブロックですら、波によって破壊されている箇所も多数あります。人工ビーチ建設予定箇所でも被覆石が剥がれている状況なので、将来的に護岸が維持できない恐れもあります。

大宜味村海浜及び沿岸では波の浸食によって護岸の底部が浸食されています。また、違うところでは河川の河口部が沿岸漂砂によって堆積した砂で河口閉塞が何か所もあります。

(3) 沖縄総合事務局の大宜味村沿岸での調査との整合性

沖縄総合事務局が令和4年4月から大宜味村の海岸で実施している「サンゴ礁海岸の保全・形成促進に関する調査検討業務」にも、浸食の影響により既存構造物への問題生じていると報告があり、沖縄総合事務局も大宜味村の沿岸の浸食を問題にしています。この調査は令和5年3月に終了予定でしたが、今も継続して調査しています。

ついでに、当地を目的地として滞在する観光客への訴求力を高め、魅力ある観光地の形成を行うとともに、沖縄における観光客偏在の解消を通じて、北部全体の発展に寄与すると説明をしているが、当地の事業計画は制度設計に問題があります。過度な財政負担や災害を誘引する危険性があり、地域住民を不安に陥れる予想される事業は、本村及び北部全体の発展の妨げとなります。どうか、本議案に対する各議員の反対の賛同を求め、反対討論といたします。

○ 議長(大城佐一) 次に、本件に賛成者の発言を許します。1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) 議案第34号 結の浜海浜公園整備工事(1工区)の請負契約について、賛成の

立場で話させてもらいます。

今回の議案に、結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約が上程されています。大宜味村は、結の浜海浜整備事業として北部振興策にエントリーし、令和5年度第1四半期に補助金交付が決定しています。令和5年6月定例議会、私の一般質問に対し「事業は、令和5年度に実施設計、測量業務、令和6年から7年度に土木工事、備品関係の整備が計画されている」と友寄景善村長は答えています。

結の浜海浜整備事業と関連する地域説明会が、令和4年12月、令和5年4月18日、令和5年8月24日、令和5年10月30日にありました。結の浜地区大型宿泊施設誘致及び結の浜海浜整備事業に関する地域説明会の中では、大型宿泊施設誘致に関する業務経過としての報告があり、平成29年4月からこの業務が始まっています。幅広い大宜味村民にとって、過疎対策や雇用創出等の事業は大きな課題であり、長年の希望・夢でした。子ども議会では、結の浜海浜整備事業等やホテル誘致計画などについて質問がありました。中学生の皆さんからの、大宜味村の将来を見据えてのとても興味がある質疑内容でした。

ネガティブな意見で行政が行おうとしている過疎対策や雇用創出などで足を引っ張り、物事を改める道筋等の改革に対して保守的対応をするなど「反対のための反対」であり、「主義・主張の保守化」だと感じます。今回の請負契約工事は北部振興策関連予算が計上されています。予算執行を遅らせて事業を止めることを目的としての反対だと思います。最後に、村議会七不思議の一つに、予算・補正予算等に北部振興策関連予算が計上されると、歳入・歳出の中身を問わず「反対のための反対」をしてきたと思います。よって議員各位の御理解と賛同を賜りますよう、よろしく願い申し上げ、賛成の討論いたします。

○ 議長（大城佐一） ほかに討論ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから議案第34号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって議案第34号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第35号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第35号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

- 議長(大城佐一) 次に、予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第36号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第36号を日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第36号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

◎議案第36号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長(大城佐一) 追加日程第4 議案第36号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第86号

令和6年8月6日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会

委員長 宮城 美和子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第36号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)	原案可決 全会一致

(宮城美和子予算審査特別委員会委員長 登壇)

- 予算審査特別委員会委員長(宮城美和子) ただいま議題となりました議案第36号について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長の出席を求め、本日午前11時10分からの審査を35分繰り下げて午前11時45分から行いました。

議案第36号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）の主な内容は、平南川安全利用対策に伴う公有財産購入費による1,012万8,000円の増額補正であります。

議案第36号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）は、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第36号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（大城佐一） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第5回大宜味村議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午後 1時02分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員